

岐阜県公報

第 六 百 九 十 号
令 和 八 年 六 月 二 日
(火曜日)

目 次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正
各務原都市計画の変更

公 示

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可
土地改良区の定款の変更認可

(統 計 課) 二二九

(農 村 振 興 課) 二二九

(都 市 政 策 課) 二二九

(岐阜農林事務所) 二二〇

(同) 二二三

(西濃農林事務所) 二二三

告 示

岐阜県告示第二百九十七号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

「文化に関する県民意識調査」を「多文化共生実態調査」に改める。

岐阜県告示第二百九十八号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十八年岐阜県告示第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 各務原地域の部を次のように改める。

一 各務原地域

各務原市の区域のうち、別図の青線で囲まれた区域

(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長農村振興課及び岐阜県岐阜農林事務所へ備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同

法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 都市計画の種類及び名称
各務原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市佐野土地改良区	令和八・四・三〇	理事	豊吉 久	岐阜市佐野 三五二番地一
同		同	豊吉 弘見	岐阜市佐野 三一番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
同		同	豊吉 美保	岐阜市佐野 三三八番地一
同		同	豊吉 定	岐阜市佐野 四〇九番地
同		同	吉田 博	岐阜市佐野 三一六番地一
同		監事	吉口 正憲	岐阜市佐野 二六四番地一
同		同	豊吉 昭	岐阜市佐野 二三七番地
同		同	脇川 武巳	岐阜市佐野 一一〇番地
岐阜市佐野土地改良区	令和八・五・一	理事	豊吉 久	岐阜市佐野 三五二番地一
同		同	吉口 正憲	岐阜市佐野 二六四番地一
同		同	豊吉 美保	岐阜市佐野 三三八番地一
同		同	豊吉 忠司	岐阜市忠節町二丁目 二番地
同		同	部田 俊幸	岐阜市佐野 三五九番地三
同		監事	杉山 正廣	岐阜市佐野 三六四番地
同		同	豊吉 誠	岐阜市佐野 二七〇番地
同		同	豊吉 郁夫	岐阜市佐野 一〇六番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市佐野土地改良区	令和八・四・三〇	理事	豊吉 久	岐阜市佐野 三五二番地一
同		同	豊吉 弘見	岐阜市佐野 三一番地

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 大 巻 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 一 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 江 月 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 一 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
多 芸 東 部 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 一 八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
五 三 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 一 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
釜 駒 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 一 八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
土 地 改 良 区	認 可 年 月 日

旧 十 三 ケ 村 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 一 八
---------------------	-----------------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
瑞 穂 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 一 八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
牧 田 川 用 水 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 二 二

令和八年六月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社